

船橋市教育委員会会議 2 月定例会会議録

1. 日 時 令和 7 年 2 月 4 日 (火)
開 会 午後 1 時 0 0 分
閉 会 午後 2 時 3 8 分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員

教 育 長	松 本 淳
教育長職務代理者	小 島 千 鶴
委 員	朝 倉 暁 生
委 員	蓮 池 政 貴
委 員	大 塚 佳 子
4. 出席職員

教育次長	村 田 真 二
管理部長	鈴 木 寿 雄
学校教育部長	日 高 祐一郎
生涯学習部長	高 橋 伸 行
教育総務課長	田 島 正 則
施設課長	高 誠 司
学務課長	野 木 英 表
指導課長補佐	森 貴 俊
児童・生徒サポート室長	藤 宮 公 章
保健体育課長	春 日 淳
児童生徒防犯安全対策室長	山 下 毅
総合教育センター所長	太 田 由 紀
教育支援室長	金 子 勝 一
市立船橋高校事務長	鈴 木 靖 弘
社会教育課長	藤 井 好 実
文化課長	阿 部 健一郎
青少年課長	由 良 公 伸
生涯スポーツ課長	石 山 公 唯
中央公民館長	江 口 勝 美
北部公民館長	加 藤 宏 之
郷土資料館長	金 子 俊
市民文化ホール館長	金 児 葉 子

西図書館長
青少年センター所長

柴 山 和香子
大 橋 一 樹

5. 議 題

第1 議決事項

議案第2号 令和7年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の
人事異動方針について

議案第3号 船橋市立前原中学校の敷地の変更について

議案第4号 船橋市北図書館の敷地の変更について

議案第5号 令和7年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第6号 令和7年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

第2 報告事項

- (1) 「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画(後期基本計画)－」(素案)
に対するパブリックコメントの実施結果報告について
- (2) 日本建鉄跡地の学区について
- (3) 学校プール及び水泳学習の今後のあり方について
- (4) 自然災害時の学校対応の変更点について
- (5) 令和6年度 夢を育む虹のコンサートについて
- (6) 「学校給食PR展」を開催 ～愛情とこだわりがおいしさの秘密です～
- (7) 全国大会の結果報告について
- (8) 令和6年度取掛西貝塚講演会の開催について
- (9) 令和6年度アーティスト・イン・スクールの開催について
- (10) 第29回ふなばし音楽フェスティバルの開催について
- (11) 令和6年度船橋市西図書館所蔵資料展「浮世絵の楽しみ」
- (12) 令和7年第1回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について
- (13) いじめ重大事態の調査結果に係る報告について
- (14) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議2月定例会を開会いたします。

それでは議事に入りますが、本日の案件は、議案第2号から6号の議案5件、報告事項(1)から(14)の報告事項14件でございます。

議案第5号と第6号、報告事項(12)につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に、報告事項(13)につきましては、同条第1項第3号にそれぞれ該当しますので、非公開といたしたいと思います。

また、報告事項（１３）につきましては、関係職員以外の方にはご退席願いますことから、同規則第７条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項（１４）の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

はじめに、議案第２号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第２号「令和７年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の人事異動方針について」ご説明いたします。

資料は、本冊の５ページとなります。

人事異動を行うに当たり、次のとおり４つの方針を定めました。

まず１点目でございますが、行政効果を高め、活力と調和のある行政運営が行われるよう適材適所の人事を推進してまいります。

２点目でございます。行政運営の適正化を図るため、管理能力及び指導能力等に優れた適格者の登用に努めてまいります。

３点目でございますが、行政組織の充実、刷新及び職員の意欲の向上を図るため、人事の更新に努めてまいりたいと考えております。特に、市費負担学校職員、これは学校に配置されている市費の栄養士、学校事務、用務員、理科実験事務員等おりますが、学校教育の一層の充実と経営効率の向上を図るため、原則として同一校におおむね５年を目安として、また、新規採用者についてはおおむね３年勤務する者を中心に積極的に異動を推進してまいりたいと考えております。

４点目でございますが、行政における様々な課題に対応するため、いわゆる専門職、例えば学芸員であるとか、司書、考古などの専門的な知識を有する職員を引き続き配置してまいりたいと考えております。

以上となりますが、前年度の職員の人事異動方針と変更点はございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第２号「令和７年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除

く)の人事異動方針について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第2号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第3号について、施設課、説明願います。

【施設課長】

施設課からは、議案第3号「船橋市立前原中学校の敷地の変更について」ご説明いたします。

資料は、7ページから11ページとなります。

本件は、昨年度の定例会でもご説明いたしましたが、前原中学校で従来借用していた民間テニスコートの閉鎖に伴いまして、新たにテニスコートの確保が必要となったことから運動場拡張用地を取得したものです。

このたび土地所有者への代金の支払いと所有権移転登記を済ませ、教育財産として受入れが完了したことから、今回議案としてお諮りするものです。

資料の8ページをご覧ください。

中学校南側の色を塗った部分、こちらが今回教育財産として取得した部分で、1,364平米です。

なお、取得した土地の間にある道については、所管する本市道路管理課より、実態としてテニスコート用地として使用することについて承認を得ております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号「船橋市立前原中学校の敷地の変更について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第3号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第4号について、西図書館、説明願います。

【西図書館長】

議案第4号「船橋市北図書館の敷地の変更について」ご説明申し上げます。

資料は、本冊13、14ページです。

二和東5丁目市有地活用事業の一環で北図書館をリニューアルし、お話し室及び授乳室の移設、二和出張所の拡張を行いました。

これにより北図書館の敷地面積が1,535.87平方メートルから1,481.21平方メートルに変更となり、船橋市教育委員会組織規則第3条第5号の規定に基づき教育委員会会議で議決を得る必要がありますことから、議案として提出いたしました。

なお、リニューアル後のお話し室は、イベントを実施しないときはいつでも使えるようにするとともに、授乳室をお話し室の中から施設の入り口付近に移設し、どなたでも気軽にご利用できるように改修したものでございます。

つきましては、本議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号「船橋市北図書館の敷地の変更について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第4号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第5号について、教育総務課より、令和7年度教育費予算についてご説明いたします。

資料は、別冊1になります。まずは、30ページをご覧ください。

令和7年度の一般会計歳出予算額は、本年度予算額の列の一番下で、2,568億円となっております。そのうち教育費の予算額は、下から3行目になりますが、306億5,700万円で、令和6年度当初予算額から約18億円の増額となっております。前年度との比較は、68ページ以降の教育費をご覧ください。

特に増額の大きいものとしたしましては、72ページ、20項の中学校費が約12億円の増額となっております。主な増額の理由は、海神中学校、宮本中学校及び御滝中学校の建て替え工事等によるものでございます。

そして、82ページ、40項保健体育費が約12億円の増額となっておりますが、こちらの主な増額の理由としたしましては、武道センターの大規模改修工事や学校給食費の増加によるものでございます。

続きまして、115ページ以降の予算参考資料を基に新規、拡大事業を中心にご説明いたします。

まず、119ページをご覧ください。

情報システム関連導入費についてです。ページの中ほどにあります。デジタル採点システム導入についてです。予算としては総務費となりますが、七林中学校に先行導入し検証を行った結果、採点に係る作業時間が短縮されるなど、業務の効率化等の効果が十分期待できるため、全中学校に導入を拡大するものでございます。

次に、123ページをご覧ください。

校舎改修費ほか2事業です。小学校について、校舎の給水管改修及び体育館の床の改修を行うほか、令和6年度に引き続き、熱中症対策として体育館へ空調設備の設置を行うものでございます。これにより全ての小学校の体育館への設置が完了します。

また、教育環境の改善を図るため、薬田台南小学校にエレベーターを設置するための設計業務委託を行うものでございます。

次に、124ページをご覧ください。

同じく校舎等建替費ほか5事業です。こちらは中学校についてとなります。海神中学校と宮本中学校については、老朽化した校舎の建て替え事業を引き続き実施します。海神中学校については、令和9年9月の供用開始に向けた新校舎の建設工事に着手します。宮本中学校については、記念館やプールの解体、新校舎の建設に必要なスロープの設置などを行う先行工事を行います。御滝中学校についても、校舎等の老朽化や機能性の問題から令和7年度から建て替え事業に着手してまいります。また、船橋中学校については、生徒数の増加により教室が不足するため、リースにより校舎及びランチルームを増築するものでございます。そのほか前原中学校などで校舎の外壁等の改修工事や消防設備改修工事、下水道接続工事などを行います。

次に、128ページ下段をご覧ください。

施設整備費です。生徒数の増加により特別支援学校金堀校舎の教室が不足するため、リースにより校舎を増築するものでございます。

次に、131ページをご覧ください。

学校運営費です。特別支援学校の児童・生徒数の増加に対応するため、特別支援学校のスクールバスのコースを新設し、業者保有のバスにより運行業務を委託するものでございます。

次に、132ページ上段をご覧ください。

会計年度任用職員報酬です。校内教育支援センターの利用者数が増加していることから、不登校児童・生徒のさらなる支援のため、スクールアシスタントを週5日配置できるようにするものでございます。

続いて、下段をご覧ください。スクールロイヤー活用事業費です。学校での問題が多様化・複雑化しており、法的見地からの指導・助言を求める件数は増加していることから、委託料を増額するものです。また、令和7年度からは面接等に同席し、法的な見地から知見を提供する弁護士の派遣も行うものでございます。

次に、133ページ上段をご覧ください。

文化芸術鑑賞教室事業費です。市立小・中・特別支援学校に在籍する児童・生徒に対し、感動や生きる喜びをもたらし、豊かな創造力等を養うことを目的とした文化芸術鑑賞教室を開催するため、学校長に対し補助金を交付するものでございます。

続いて、下段をご覧ください。文化部活動外部指導者派遣費です。専門的な指導力を備えた指導者を必要とする小・中学校に対して、民間の指導者を派遣するものでございます。

次に、134ページをご覧ください。

スクールカウンセラー配置事業費です。全市立小学校及び市立高校にスクールカウンセラーを配置しておりますが、令和7年度は新たに特別支援学校小学部と中・高等部にそれぞれスクールカウンセラーを配置するものでございます。

次に、135ページ上段をご覧ください。

給食室改修費ほか2事業です。給食室の空調設備が未整備な学校に対して空調を整備するため、最適な事業方式を検討する調査を行うものでございます。また、特に緊急に整備が必要な6校の給食室に対しては、空調を整備するものでございます。

続いて、下段をご覧ください。運動部活動外部指導者派遣費です。専門的な指導力を備えた指導者を必要とする小・中学校に対して民間の指導者を派遣しておりますが、令和7年度は、1人当たりの派遣回数の上限を拡大するものでございます。

次に、137ページ上段をご覧ください。

教育センター整備費です。総合教育センターは昭和62年に竣工し、建物全体の老朽化が顕著になりつつあるため、公共建築物保全計画に基づき、令和6年度に設計委託を行った非常用発電設備更新工事及びトイレその他改修工事を実施するものでございます。また、令和8年度にエレベーター改修修繕を実施するため、債務負担行為を設定し、令和7年度に契約事務を行います。

続いて、下段をご覧ください。特別支援教育指導費です。知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級どちらかの全校設置を進めており、令和7年度は、知的障害特別支援学級を3校に、自閉症・情緒障害特別支援学級を4校に設置するものでございます。また、支援のアセスメントや教育的ニーズに応じた学びの場の検討を行うための検査希望者の増加に対応するため、臨床心理士を増員するものでございます。

次に、138ページ上段をご覧ください。

支援員配置事業費です。特別支援学級の支援員を、令和7年度開設予定7校分として7名増員するものです。また、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒も増加傾向であることから、支援員の増員を行うものでございます。

続いて、下段をご覧ください。スクールソーシャルワーカー配置事業費です。令和5年度からスクールソーシャルワーカーを市内27校に拠点校配置しており、令和6年度は派遣申請数等が多い5中学校区に週1日の配置拡大を行いました。令和7年度も、次に派遣申請数等が多い5中学校区に対して週1日の配置拡大をするものでございます。

次に、141ページをご覧ください。

生涯学習推進費です。第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）の推進計画が令和8年度末で終了し、新たに令和9年度から令和13年度までの計画を策定するに当たり、検討委員会を開催し、計画策定のためのアンケート調査を実施するものでございます。

次に、142ページ上段をご覧ください。公園協会文化振興事業補助金です。公園協会が実施する対話型鑑賞教育事業及び美術体験講座事業は、第2次船橋市文化振興基本方針における重点プログラムに該当し、本市の文化振興に寄与するものであることから、当該事業に対して補助金を交付するものです。また、令和7年度は、対話型鑑賞教育事業の実施校数を特別支援学校を含む市立小学校全校に拡大するものでございます。

続いて、下段をご覧ください。埋蔵文化財調査事務所整備費です。旧金杉台中学校の校舎を、（仮称）船橋市埋蔵文化財調査研究センターとして活用するために必要となる改修工事を令和7年度から8年度にかけて行うものでございます。なお、供用開始は令和8年度中を予定しております。

次に、143ページ上段をご覧ください。

文化振興基本方針策定費です。第2次船橋市文化振興基本方針が令和8年度末で終了し、新たに令和9年度から令和13年度までを計画期間とする第3次船橋市文化振興基本方針を策定するに当たり、方針策定のためのアンケート調査を実施するものでございます。

続いて、下段をご覧ください。市民ギャラリー指定管理者選定事業費です。令和7年度末に市民ギャラリー及び茶華道センターの指定管理期間が満了を迎えることから、新たに指定管理者を選定するため、指定管理者選定委員会の設置、運営に係る経費を計上するものでございます。

次に、145ページ上段をご覧ください。

少年自然の家運営費です。令和7年度末に一宮少年自然の家の指定管理期間が満了を迎えることから、新たに指定管理者を選定するため、指定管理者選定委員会の設置、運営に係る経費を計上するものでございます。

次に、146ページ上段をご覧ください。

社会体育振興費です。第二次船橋市生涯スポーツ推進計画が令和8年度末で終了するため、新たに令和9年度から令和13年度までを計画期間とする第三次船橋市生涯スポーツ推進計画を策定するに当たり、計画策定のためのアンケート調査を実施するものでございます。

続いて、下段をご覧ください。総合体育館管理費です。総合体育館は、公共建築物保全計画に基づく休館を伴う改修工事が控えており、PFI事業も含めて今後の方針を決定する必要があるため、PFI事業の導入可能性調査を実施するものです。また、千葉ジェッツふなばしの本拠地移転に伴い、利用料収入が減額となる見込みであるため、指定管理者の創意工夫等で補うことが困難と認められる減収額について、指定管理料を増額するもの等でございます。

次に、147ページ上段をご覧ください。

総合体育館・武道センター指定管理者選定事業費です。令和7年度末に総合体育館及び武道センターの指定管理期間が満了を迎えることから、新たに指定管理者を選定するため、指定管理者選定委員会の設置、運営に係る経費を計上するものでございます。

続いて、下段をご覧ください。まちかどスポーツ広場整備費です。（仮称）芝山まちかどスポーツ広場及び（仮称）夏見町2丁目まちかどスポーツ広場を開設するために必要な整備工事を行うものでございます。

次に、153ページをご覧ください。

二和東5丁目市有地公民館整備費です。二和東5丁目市有地活用事業に伴い、二和公民館と北図書館で兼用する北図書館等複合施設の駐車場及び駐輪場を移設するものでございます。本事業では、二和公民館に係るものについて経費計上しております。なお、北図書館に係る経費につきましては、156ページに記載しております。

次に、155ページ上段をご覧ください。

図書館運営費です。移動図書館車の現行車両の購入は平成18年と古く、部品も廃番となっているなど今後の運行に支障を来す可能性が高いため、新たな車両を購入するものでございます。

続いて、下段をご覧ください。図書館整備費です。公共建築物保全計画に基づき、東図書館給排水設備改修及びエレベーター等更新工事を行うものでございます。それに伴い、令和7年6月から令和8年3月まで休館期間を設ける予定となっており、この期間は臨時窓口を開設する予定でございます。

次に、157ページをご覧ください。

市民文化ホール整備費です。公共建築物保全計画に基づき、市民文化ホールの大規模改修工事を行うものでございます。それに伴い、令和7年12月から2年程度の期間休館を予定しております。

以上が教育費に関する令和7年度当初予算案の概要でございます。

なお、各事業に関するご質問につきましては、事業を所管する各所属長よりお答えさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

それでは、議案第5号「令和7年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【小島委員】

119ページの情報システム関連導入費についてですが、デジタル採点システムというものはどういうものなのか、教えてください。

【教育総務課長】

紙の答案用紙をスキャンでデータ化して、パソコン上で採点を行うといったものです。記号や選択問題は自動で採点され、記述問題については、クラス全員分を短時間で採点でき、採点基準の均一化を図ることなどができます。また、点数の合計や集計も自動化できるため、教員の採点や分析に係る作業も効率化できるといったものでございます。

以上です。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

それでは、議案第5号「令和7年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第5号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号について、施設課から順に説明願います。

【施設課長】

議案第6号「令和7年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」のうち、施設課所管分の令和6年度補正予算についてご説明いたします。

別冊1の215ページの下段をご覧ください。

こちらのページは小学校費でございます。国の令和6年度補正予算による国庫補助金を活用するため、令和7年度に実施を予定している外壁改修工事などを令和6年度補正予算に計上し、全て令和7年度に繰越明許するものでございます。具体的な内容としましては、金杉台小学校の外壁改修、屋上防水工事など校舎や体育館の改修工事でございます。

続いて、216ページでございます。

こちらのページは中学校費でございます。校舎等建替費につきましては、海神中学校の建て替えに向けて現在実施している準備工事において、施工方法の変更に伴って工事費が当初の見込みを上回るため、歳出予算を補正するものです。

また、小学校と同様に中学校についても、国の令和6年度補正予算による国庫補助金を活用するため、令和7年度に実施予定の工事を令和6年度補正予算に前倒しして計上します。具体的には、七林中学校の外壁改修、屋上防水工事など校舎や体育館、消防設備の改修工事などでございます。

今回の施設課の補正予算の総額は9億1,965万2,000円でございます。

以上でございます。

【保健体育課長】

別冊217ページをご覧ください。

令和6年度補正予算に係る事業について説明いたします。

当該事業は、令和6年度当初予算で設計した小学校の体育館のバスケットゴールの改修工事を行うものです。これは、国の令和6年度補正予算による国庫補助金等を活用するために補正予算に計上するもので、議決後、全額を令和7年度に繰り越し、7年度に整備を行う予定でございます。

保健体育課からは以上でございます。

【生涯スポーツ課長】

資料は、別冊1の218ページの上段になります。

総合体育館管理費、先ほど令和7年度当初予算にて説明がございましたが、令和6年度分の総合体育館指定管理料の増額となります。内容につきましては同様のものとなりますが、改めて説明させていただきます。

千葉ジェッツふなばしが総合体育館を本拠地としなくなったことにより、令和6年度

の利用料収入が減額となる見込みであるため、指定管理者の創意工夫等で補うことが困難と認められる減収額について、指定管理料を増額するものでございます。

予算額は1, 9 1 3 万 2, 0 0 0 円でございます。

生涯スポーツ課の説明は以上です。

【西図書館長】

続きまして、西図書館です。

資料は、別冊1の221ページ、図書館管理運営事業をご覧ください。

令和6年度予算において、公共建築物保全計画に基づき、北図書館等複合施設エレベーター及び図書などを運ぶ小荷物昇降機修繕を実施する予定でしたが、このうちエレベーター更新修繕につきましては、業者の人手不足により令和6年度中の実施が見込めないことから、令和6年度補正予算として2, 0 0 7 万 2, 0 0 0 円を計上し、令和7年度に繰越明許するものでございます。

西図書館は以上でございます。

【郷土資料館長】

郷土資料館からは、ページ数218ページ、飛ノ台史跡公園博物館整備費についてご説明いたします。

公共建築物保全計画に基づき、既存エレベーターを令和6年度中に更新する予定でしたが、施工予定の事業者より電気技師の不足により今年度の工事実施は不可能という申出があったため、3, 8 6 5 万円全額を減額補正を行うものでございます。なお、同工事につきましては、令和7年度に改めて更新を予定していることを申し添えます。

以上でございます。

【北部公民館長】

資料は、別冊1、220ページ下段になります。

公民館整備事業となります。北図書館・二和公民館のエレベーター更新修繕につきまして、令和6年度保全計画に基づく修繕でありましたが、業者の人手不足によりまして年度内の完了が見込めないため、899万3, 000円を繰越しするものでございます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま各所管から説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、議案第6号「令和7年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取に

ついて」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第6号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告事項（1）「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）－」（素案）に対するパブリックコメントの実施結果についてご報告いたします。

資料は、別冊2の3ページとなります。

11月の教育委員会会議定例会でご報告いたしました「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）－（案）」につきまして、昨年12月15日から1月14日までの1か月の期間でパブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントを実施するに当たり、広く周知を図るため、広報をはじめ市立小・中・特別支援学校の保護者宛てに学校だよりやチラシを配布したほか、1人でも多くの子育て世代からご意見をいただけるよう、船橋市の子育て応援情報ツールであるふなっ子メールやふなっこアプリでも情報を配信しました。その結果、49名から98件のご意見をいただきました。

3の意見の集計をご覧ください。基本方針ごとにいただいたご意見の内容と数が表になっております。

98件のご意見のうち、基本方針1について5件、基本方針2について5件、基本方針3について18件、基本方針4について9件、基本方針5について10件、基本方針6について12件、基本方針7について20件、基本方針8について12件、その他7件ご意見をいただきました。

ご意見には大きく分けて、計画素案の記述内容の見直しを求めるものと、施策を進めるに当たっての課題や留意点について指摘するものがございました。

前者については、防災教育に関する新たな基本方針を追加するというご意見やアンケート結果について記載方法を見直したほうがよいというご意見等がございました。

後者については、コミュニティ・スクールの在り方、スクールロイヤーによる授業、教職員の働き方改革の推進、校内教育支援センターをはじめとする不登校支援といった

個々の教育、施策の在り方やこれらを推進するに当たってのご意見でございました。

これらのご意見について、それぞれ所管で十分に検討を行い、その結果を5ページ以降にご意見の内容とそれに対する本市の考え方として記載しております。

このうち案を修正するものとしたしまして、26ページ、意見番号の98を考えております。参考等として各所に掲載されているアンケート結果について、誰を対象にしたアンケートだったのかを明記したほうがよいというご意見があり、ご意見のとおり修正を行うことで、アンケート結果についてより深く理解できるようになると考えますことから、アンケートの対象者を記載することについて検討しております。

このほかのご意見につきましては、今後施策を推進していくに当たっての留意事項や課題として各所属で共有してまいりたいと考えております。

また、参考として、27ページに昨年12月10日の市議会文教委員会においていただいたご意見を掲載させていただいております。

今後は、パブリックコメントでいただいたご意見を策定の参考とし、加筆修正したものを3月の教育委員会会議で、船橋の教育2020(後期基本計画)策定の議案として提出する予定でございます。

ご説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項(2)について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告事項(2)日本建鉄跡地の学区についてご説明させていただきます。

資料は、別冊2の29ページとなります。

新船橋駅西側にある日本建鉄跡地の現在の学区は、小学校は行田東小学校、中学校は行田中学校となっております。現在この跡地は更地の状態ですが、マンション等の開発計画があり、昨年11月に開催された市都市計画審議会において、供給戸数の範囲が示されましたことから、その戸数を基に児童・生徒の受入先となる小・中学校について検討を行ってまいりました。

先般、開発の関係部署から、現在公表されている開発計画について今後大きな変更がなされる見込みがほぼないこと、最も早いスケジュールの場合、令和10年4月の供用開始となるとの情報提供がありました。

このことから受入先となる小・中学校について、案をまとめさせていただきました。

まず、中学校についてですが、現在、行田中学校となっている学区を海神中学校に変更し、海神中学校で受け入れる予定です。現在、海神中学校は令和9年9月の供用開始を目標に校舎の建て替えの設計委託を行っておりますが、建物の規模は余裕を持った設

計としておりますことから、開発により増加する生徒の受入れが可能となります。また、跡地は海神中学校の目の前でございますので、行田中学校と比較して通学距離が大幅に短くなり、教育環境もよりよくなると考えております。

次に、小学校についてですが、現在の学区の行田東小学校で受け入れる予定です。開発により児童数が増加する時点で跡地の近隣の小学校で教室数に比較的余裕があることが見込まれる小学校は、塚田南小学校と行田東小学校、海神小学校の3校ですが、いずれの学校も現在の教室数では開発により増加する児童を1つの学校で受け入れることはできません。

3校のうち、塚田南小学校や海神小学校で受け入れた場合、それぞれの学校は敷地の関係で校舎の増築が難しいことから、開発地区の中で学区を分ける必要が生じます。この場合、同一の開発によるマンションの中で児童が通う小学校が複数校になり、また、仮にマンション全体が1つの自治会となった際には、1つの自治会が複数の学校に対応しなければならなくなるなどコミュニティ上の懸念事項が生じます。

一方、行田東小学校については、敷地にスペースがあることから、校舎を増築することが可能で、1つの学校で開発により増加する児童全てを受け入れることができます。また、通学距離も塚田南小学校や海神小学校に比べ短くなります。

このことから同跡地の小学校の学区は、現在の学区である行田東小学校、中学校は行田中学校の学区を海神中学校に変更することとし、今後近隣の住民の方々への説明をはじめ、作業を進めてまいりたいと考えております。

また、今回の跡地開発により、森のシティやAGCテクノグラス跡地と併せ近隣で予定されていた大規模開発については区切りがついたところであり、これらの開発による生徒増については、既存の中学校で受入れが可能となる見込みとなりました。

このことから当初この地区の中学生の増加に対応できるよう新設中学校用地及び行田中学校の拡張用地として取得していた国家公務員宿舎船橋行田住宅跡地には、新たな中学校は設置しないこととしたいと考えております。

一方、行田中学校については、グラウンドの1人当たりの面積が令和6年9月時点で、市内の中学校で2番目に狭いなど狭隘な状態となっておりますことから、公務員宿舎跡地につきましては、行田中学校の拡張用地として整備してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（3）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告事項（3）学校プール及び水泳学習の今後のあり方についてご説明させていただきます。

きます。

資料は、別冊2の31ページ、32ページをご覧ください。

学校プールの老朽化に伴い、自校のプールで授業を行えない学校が生じている中、今後の水泳学習については、昨年4月の定例会でご報告させていただきましたが、その後検討を重ね、学校プール及び水泳学習をどのようにしていくのか、その方向性について、今回現時点での検討状況がまとまりましたので、ご報告させていただきたいと思います。

31ページ左側をご覧ください。

改めて学校プールの現状ですが、平均で築40年を超え、多くの学校で老朽化が進んでいます。プールには鉄骨造と鉄筋コンクリート造の2種類があり、特に37校ある鉄骨造のプールの劣化が激しい状況です。令和元年度と令和4年度にそれぞれ調査を行いました。その間でも使用不可となる学校が増加し、今年度は小学校で9校、中学校で4校の計13校で使用不可となっており、この数は今後も増加することが見込まれております。

このような中、今後、自校プールを大規模修繕すると、プールサイドの建て替えで約7,000万円、附属棟・水槽を合わせると約4,000万円かかり、鉄筋コンクリート造で全て建て替えると1校当たり約2億2,000万円かかると試算しております。

また、仮に将来の校舎建て替えに先行してプールを建て替える場合には、新たに設置したプールの撤去、再設置が生じないよう位置を慎重に検討する必要もございます。このほか自校プールでは、学校ごとに維持管理が必要となり、それにかかる費用のほか、水抜きや水質管理、清掃などを教員が行う必要があります。

右側の水泳学習の現状についてです。水泳指導については、学習指導要領において小・中・特別支援学校それぞれで取り扱うものとして位置づけられており、そのうち小・中学校については、適切な水泳場の確保が困難な場合には、水遊びや水泳等を行わないことができるとありますが、一方で心得については必ず取り扱うこととなっております。

なお、心得とは、安全確保のための水中からのスタートや長い潜水は危険であるなど、「水泳の事故防止に関する心得」や自分の体調や技能、体力に応じて練習するなど、「健康、安全に関する心得」、そして「着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方」といったことになります。

水泳授業は、小学校と特別支援学校では2単位時間連続、中学校では1単位時間で行い、令和元年度以降、自校プールを使用、隣接校のプールを共同使用、民間スポーツクラブで行う民間委託の3通りで実施しており、それぞれの方式の学校数と実技を中止している学校数は、表のとおりとなっております。

水泳授業を行える期間は、民間委託を除き屋外プールであることから、6月から7月の1か月程度となっている中、雨天だけでなく近年の猛暑の影響もあり、配当時数と実施時数で表のような差が生じており、計画どおりの実施ができていない状況です。また、

一番下に記載しているように、近年は、日焼けすることに抵抗感を持つ児童・生徒や保護者もおります。

一方、民間委託での授業は、全天候型の屋内温水プールを使用しますので、天候の影響を受けず計画的に授業を実施することが可能となっております。また、移動の時間や引率教員の負担はあるものの、スポーツクラブのインストラクターが指導補助に当たることから、教員へのアンケート結果では、児童の泳力向上に効果を感じた。また、授業に意欲的に取り組む児童が増えたなど、肯定的な意見が多く見られます。

32ページをご覧ください。

以上ご説明した学校プール・水泳学習の現状を踏まえた今後の学校プール・水泳学習の在り方ですが、複数の学校が利用する拠点プールを1年のうち長い期間利用することができる屋内型温水プールとして整備する方法で検討してまいりたいと考えております。

拠点プールを設置した場合の考え方として、まず自校プールが使用できる場合は、修繕を行いながら引き続き使用することとします。その上でプールサイドの建て替え等大規模な改修工事が必要となった場合は使用を中止し、学校の場所や授業への影響などを考慮し、これまで実施してきた近隣校とのプールの共同利用、また民間スポーツクラブへの委託を検討します。今後は、さらに船橋アリーナの温水プールの利用についても検討を行います。

これらいずれでも対応が難しい学校が出てくることが想定されますので、新たに屋内型の拠点プールを設置し、それを活用した水泳学習の実施を検討することとします。この拠点プールは、5月から12月の期間で使用し、12校程度の利用を想定しています。また、インストラクターを配置、維持管理も委託することで教員の負担軽減も併せて進めてまいりたいと考えております。

なお、授業時間や子どもたちの負担などを考慮し、バスで20分程度の圏内での利用を想定しておりますことから、立地等の関係でいずれの方法でも利用が難しい学校は、自校プールの建て替えを検討してまいりたいと考えております。

一方、水泳授業につきましては、学習指導要領に沿った水泳学習を引き続き実施していきたいと考えております。小学校及び特別支援学校の実技については、幼い時期に水泳学習を経験し、浮力や抵抗、水圧を感じながら基本的な動きを身につけるなどの観点から原則全校で実施とします。

中学校については、全国的に施設が使用できなくなった時点で実技を取り扱わなくなる事例が多く見られること。1時間単位での授業形態であり、移動時間を要する場合、カリキュラム編成上困難であることから、自校や隣接校等のプールなど授業が行える環境が確保できる場合は原則実技を継続しますが、確保できない場合は水泳の心得について学習することといたします。

今ご説明した今後の学校プール・水泳学習の在り方をまとめると、下の表のとおりとなります。

拠点プールを設置する効果として、学校プールの面では、1点目として、プールを撤去した学校については空いたスペースを有効活用できること。2点目として、施設の運営や維持管理を委託することで教員負担の軽減が期待できることです。

また、水泳学習の面では、1点目として、全天候型屋内プールとすることで計画的な水泳指導ができること。2点目として、インストラクターを配置することで子どもたちは安全に効率的に泳力を身につけることができ、また教員の負担軽減にもつながること。3点目として、日焼けを気にすることなく子どもたちが水泳学習に集中することができるといった効果も期待できます。

以上のことから、屋内型温水プールを設置し、複数校で使用するにより、多くの学校の子どもたちに安心・安全に水泳学習の場を提供できるものと考え、今後の手法の一つとして検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となりますが、ご説明した考え方は、現在の学校の状況等に基づき整理したもので、今後の社会情勢や学校を取り巻く様々な環境の変化、学習指導要領の見直し等が生じた場合、その都度見直しを行ってまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

小島委員。

【小島委員】

質問です。先ほどの予算のところであった3校の建て替え事業、この中では、もうプールは設置しないという方向で進んでいるという理解で合っていますでしょうか。

【教育総務課長】

現時点では、未定となっております。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（4）について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

報告事項（4）自然災害時の学校対応についてご報告いたします。

本冊15ページから17ページの自然災害時の学校対応の変更点についてをご覧ください。

昨年9月3日午前6時24分に千葉市と市原市において大雨警報が発表され、午前7時の段階で船橋市には大雨警報が発表されておりましたが、千葉県北西部の市町村に大雨警報の発表が継続されていたため、船橋市内の小・中学校が休校となり、混乱を招く結果となりました。

令和6年第3回定例会において質問がありました本事案ですが、見直しに向けて昨年12月に市内小・中学校の全校に対しアンケートを実施し、校長会とも協議を重ね、教育委員会としての案がまとまりましたので、ご報告いたします。

警報等発表時の検討課題としては、4点ございました。昨年の警報発表時の対応などに保護者等からいただいたご意見の中から、特に意見の多かった4点となります。

警報等発表時について変更点が2点ございますので、変更点から説明いたします。

1点目、(1)です。対象地域については、「千葉県北西部」から「船橋市」に変更することとしました。

昨年の警報時に最も多くいただいた意見は、千葉県北西部では範囲が広過ぎるといったものでした。現行の対応表は令和2年に策定されたものですが、当時は台風を主に安全対策としていたため、範囲の広い北西部を対象としていましたが、昨今では局地的な集中豪雨が増えております。台風においても集中豪雨についても、気象庁からは船橋市として気象警報の地域名として発表されることから、安全対策は図れるものと考え、対象地域を現行の「千葉県北西部」から「船橋市」に変更することとしました。

2点目です。(4)教育委員会からの周知についてですが、今までは教育委員会から行っていなかった保護者への周知として、ホームページの掲載及びふなばし情報メールでの周知を保健体育課で新たに対応する予定で準備を進めております。臨時休業に関する情報を教育委員会から発信することで保護者に混乱が生じないよう努めてまいります。変更点は以上の2点となります。

(2)の臨時休業の対象警報については現行のままとし、午前7時の時点で特別警報と警報が発表された場合は、小・中学校は臨時休業とします。

また、(3)の学校からのメール配信についても原則、学校からのメール配信は行わないこととしております。

学校からのメール配信については、保護者や学校から様々な意見がありました。保護者からの意見では、警報発表時の学校対応表だけでは不安だという声も多くありました。昨年は、校長判断により学校からメール配信を行いました。が、システム障害で保護者のもとへ届かず、混乱を招く結果となりました。学校からのメール配信については、停電や通信システムの障害などで届かないことも十分に想定できることから、従前より学校からのメール配信は行わないこととしており、教育委員会からもホームページの掲載及びふなばし情報メールの周知を行うことから、現行のままとしております。

以上の点を警報等発表時の学校対応表として、保護者に配布する予定です。

続いて、2、地震等発生時についての学校対応ですが、こちらは、現在もそれぞれの

小・中学校で作成している小・中学校震災時対応マニュアルの内容を保護者向けに一覧表として、17ページの地震等発生時の学校対応表としてまとめました。

各学校では、震災時マニュアルを作成し、災害時の対応を図れるようにしておりますが、保護者に対して地震発生時の対応を周知するため、地震等発生時の学校対応表を作成し、保護者に配布します。

自然災害の学校対応について、令和7年4月1日からの実施を予定しております。今後事務的な準備を進めてまいります。

報告は以上となります。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

朝倉委員。

【朝倉委員】

朝倉です。ご説明ありがとうございました。

大変細かいことで恐縮なんですけれども、16ページの対応表の中に「休業」という言葉と、QRコードのすぐ下の臨時休校という、「休校」という言葉があるんですけれども、休業と休校は使い分けているんですか。

【保健体育課長】

申し訳ありません。そのQRコードのほうの「臨時休校」を「臨時休業」に直したいと思います。ご指摘ありがとうございます。

【朝倉委員】

分かりました。ありがとうございます。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項（5）から（11）につきましては、定例の報告事項でございます。説明を省略したいと思いますが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（12）について、北部公民館、報告願います。

【北部公民館長】

報告事項（12）令和7年第1回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明

になります。

資料は、別冊 1、223、224 ページになります。

令和 6 年 10 月 3 日、松が丘公民館地先路上にて発生しました市の軽貨物車と原動機付自転車の物損・人身加害事故につきまして、地方自治法第 180 条第 1 項に基づき専決とし、物損分 4,800 円を損害賠償額として示談が成立しました。これによりまして、令和 7 年第 1 回船橋市議会定例会において専決処分の報告を行う予定でございます。

なお、相手方が個人であることから、個人情報に係る箇所を伏せることといたします。

また、人身部分につきましては、現在示談交渉中であることから、こちらにつきましては、成立後また報告のほうをさせていただきたいと思います。

北部公民館からは以上となります。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（14）その他で、何か報告したいことがある方は報告願います。

よろしいですか。

それでは、報告事項（13）の審議に入りますので、関係職員以外の方はご退席願います。

（関係職員以外退席）

【教育長】

それでは、指導課、報告願います。

報告事項（13）「いじめ重大事態の調査結果に係る報告について」は児童・生徒サポート室長より報告があった。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議 2 月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 2 時 38 分閉会